

# 次期地図整備計画の策定に向けた基本方針

令和6年3月

法務省民事局民事第二課

## 【目次】

第1	総論	1
1	背景	1
2	目的	1
3	用語の統一	1
第2	法務局地図作成事業の対象となる地域と実施計画	2
1	対象地域	2
2	次期地図整備計画において重視すべき事項	2
3	次期地図整備計画における事業類型	2
4	実施面積の調整	5
第3	実施地区の選定	5
1	スケジュール	5
2	選定の手順	5
3	考慮要素と優先度	8
4	選定結果の取扱い	10
第4	効果検証	10
1	法務局及び地方法務局における事業の効果検証	11
2	地方公共団体における事業の効果検証への協力	11
第5	最新技術の活用等による効率化	11

## 第1 総論

### 1 背景

法務局地図作成事業は、現行の地図整備計画として、平成27年度を初年度とする第2次10か年計画、大都市型作業10か年計画及び震災復興型作業計画を定めて計画的に推進してきたところ、令和6年度で現行の地図整備計画は終了することになる。

しかし、現行の地図整備計画が終了する段階においても、当該計画において作業対象とされていた全国の都市部のD I D<sup>1</sup>かつ地図混乱地域<sup>2</sup>は、いまだ多数存在している。

### 2 目的

この方針（以下「基本方針」という。）<sup>3</sup>は、法務局及び地方法務局が令和7年度以降の次期地図整備計画を策定するに当たり、関係者の意見<sup>4</sup>を踏まえ、法務局地図作成事業の対象となる地域や実施計画の類型、具体的な実施地区の選定に当たり必要な手順・優先度の判断方法に加え、事業の効果検証の方法や最新技術の活用方策等について定めることにより、事業実施地区の選定プロセスの客観性・透明性を確保するとともに、法務局地図作成事業を適正かつ効率的に実施していくことを目的とする。なお、本方針に基づき実施地区を選定し、次期地図整備計画を策定していく段階から、地図作成の作業工程の短縮や効率化<sup>5</sup>を検討する必要がある。

### 3 用語の統一

従来、法務省・法務局のホームページなどでは、法務局地図作成事業につき、

---

<sup>1</sup> Densely Inhabited District（人口集中地区）の略語であり、国勢調査において設定される人口密度が1ha当たり40人以上、人口5,000人以上の地域で、実質的な都市地域を指す。令和2年時点で、D I Dの人口は総人口の70%を占める。

<sup>2</sup> 地図混乱地域とは、不動産登記法第14条第4項に定める地図に準ずる図面（以下「公図」という。）が備え付けられている地域のうち、公図と現況に6m以上のずれがある地域をいう。縮尺600分の1の公図の場合、地図上のずれが1cm以上あると現地では6m以上のずれが生じることから、このような公図を公共事業等における現地の特定や筆界の確認に活用することは困難と言われている。

<sup>3</sup> 令和5年6月に所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議において決定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」においては、「次期整備計画に向けて、戦略的な基本指針を、関係者の意見を聴きつつ、本年度中に策定する。」とされている。

<sup>4</sup> 一般社団法人金融財政事情研究会を主催者とする「法務局地図作成事業の今後のビジョン検討会」が立ち上げられ、令和5年9月から同年12月にかけて、有識者により、法務局地図作成事業における課題や今後の基本方針等について幅広く議論が行われた（法務省からも担当者が参加）。

その結果、令和6年1月には検討会の提言が取りまとめられた。

<sup>5</sup> 考えられる方策としては、後記第3の3のとおり、実施地区の選定において地方公共団体の作業負担・費用負担による基準点の設置の協力を得ることにより作業工程の短縮や基準点設置に係る費用の縮減を図ることのほか、後記第5のとおり、ドローンやMMS（モバイルマッピングシステム）等の最新技術を活用した地図作成を検討することにより、作業工程の短縮を含む業務の効率化や経費の削減を図ることなどがある。

「法務局地図作成事業」という呼称のみならず、「登記所備付地図作成作業」「登記所備付地図作成事業」など、複数の異なる呼称が用いられていた。

このような混乱を解消するため、令和6年4月1日以降は、ホームページや各種資料などにおける表現は全て「法務局地図作成事業」という呼称を統一して用いることとする。

## 第2 法務局地図作成事業の対象となる地域と実施計画

### 1 対象地域

前記第1の1のとおり、全国の都市部のD I Dかつ地図混乱地域はいまだ多数存在しているが、法務局地図作成事業については、予算や人的資源に限界がある中で、必要性が特に高い地区から優先的に事業を進めていくことが現実的である。

登記所備付地図を整備する必要性が高いのは人口が密集しているD I Dであり、登記官の専門的知見の積極的な活用を図るためには、D I Dの中でも特に難易度の高い地図混乱地域において、優先的に登記所備付地図の整備を進めることが適当であると考えられる。

そこで、次期地図整備計画においては、これまでと同様、D I Dかつ地図混乱地域を対象として法務局地図作成事業を実施する方針とし、地籍調査との役割分担についても従前と同様とする。

### 2 次期地図整備計画において重視すべき事項

次期地図整備計画においては、近年、大規模災害が相次いで発生するなど、自然災害リスクが高まっていることを踏まえ、事前の防災・減災及び災害発生後の復旧・復興の円滑化の観点をより重視するとともに、近年の急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応したまちづくりの観点も重視する必要がある。

また、一般に筆界の確認が困難であるとされているD I Dの中でも人口が特に密集し、土地の価格も所有者の権利意識も格段に高い大都市部における地図作成に引き続き注力することが妥当である。

このことから、次期地図整備計画を策定するに当たっては、これまで「全国実施型」、「大都市型」、「震災復興型」としていた事業の3類型について、後記3のとおり類型を整理した上で、上記の観点を踏まえ、法務局地図作成事業を実施していくこととする。

### 3 次期地図整備計画における事業類型

#### (1) 防災・まちづくり型（現行・全国実施型）

現行の地図整備計画における「全国実施型」は、名称からは事業の意義・趣旨が不明瞭であるため、次期地図整備計画において重視する防災の観点及びまちづくりの観点を事業類型の名称に取り入れ、「防災・まちづくり型」と名称を改める。その上で、D I Dかつ地図混乱地域は全国の都市部にいまだ多数存在することから、引き続き全国の法務局及び地方法務局において、計画を策定

して実施することによってD I Dかつ地図混乱地域の解消を図るものとする。

なお、法務局地図作成事業と地籍調査は対象地域を棲み分けて地図作成を実施しているところ、地籍調査は「国土調査事業十箇年計画」に基づき実施されており、都道府県においても同計画に連動して10か年計画が策定されている。法務局地図作成事業についても、中長期的な視点で事業を実施していく必要があるところ、令和2年に閣議決定された「第7次国土調査事業十箇年計画」に連動して都道府県が既に策定している10か年計画を踏まえつつ、次期地図整備計画を策定することが適切である。また、次期地図整備計画における計画期間を10か年とすることにより、今後、都道府県が地籍調査に係る次期計画を策定する際、都道府県においても法務局地図作成事業の次期地図整備計画を踏まえた計画の策定をすることができ、法務局地図作成事業と地籍調査とが互いの計画を踏まえた計画策定をすることで、両計画の連携がより深まることとなる。したがって、現行の地図整備計画と同様、次期地図整備計画においても10か年の計画を策定する。

その際には、防災・減災関係の開発等を含む公共事業等が予定されている地区や各種ハザードマップ上の特に危険とされている地区、都市計画等が予定されている地区やまちづくりの観点から公共事業の実施計画がある地区等を中心として実施することとする。

1事業地区における事業実施期間は2年間とし、面積についてはこれまでの法務局地図作成事業の実績を参考に0.3平方キロメートルから0.6平方キロメートルを一つの目安とするが、後記第3の2の手順に基づく要望書の内容や行政区画・街区の範囲、法務局及び地方法務局の体制などの実情に応じて、上記の目安の範囲内でない場合であっても地区として選定することを可能とする。

なお、大都市特化型、被災地域復興型のいずれも実施せず、防災・まちづくり型のみを実施する局においては、可能な限り1事業地区の面積が0.6平方キロメートル程度となるよう、実施地区を選定するものとする。

## (2) 大都市特化型（現行・大都市型）

現行の地図整備計画における「大都市型」は、防災・まちづくり型と同様の意義がある一方、大都市の枢要部においては土地の価格や所有者の権利意識が格段に高いことから、特に大都市部において別の類型を設けて法務局地図作成事業を行うものとして、「大都市特化型」と名称を改める。その上で、交通結節点周辺、商業施設・産業施設等の公共事業又は開発等が予定され、都市の更なる発展が見込める地域等を中心として、防災・まちづくり型と同様の理由から、10か年の計画を策定して実施することによって大都市部に存在する地図混乱地域の解消を図るものとする。

大都市特化型を実施する局としては仙台法務局、静岡地方法務局、新潟地方法務局、岡山地方法務局、熊本地方法務局を追加することとし、次期地図整備

計画においては、以下の法務局及び地方法務局において大都市特化型を実施することを検討するものとする。

検討を行うに当たっては、政令指定都市等の要望及び対象となる法務局及び地方法務局の体制等を考慮するものとする。

#### 【大都市特化型を実施する法務局及び地方法務局】

- ・ 法務局（東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松）が所在する都道府県の特別区・政令指定都市（高松法務局においては高松市）
- ・ 横浜・さいたま・千葉・静岡・新潟・京都・神戸・岡山・熊本の各地方方法務局が所在する府県の政令指定都市

1 事業地区における事業実施期間は2年間とし、面積についてはこれまでの法務局地図作成事業の実績を参考に0.3平方キロメートルを一つの目安とするが、後記第3の2の手順に基づく要望書の内容や街区の形状などの実情に応じて、1事業地区の面積が0.3平方キロメートル未満の地区であっても選定することを可能とする。

#### (3) 被災地域復興型（現行・震災復興型）

現行の地図整備計画における「震災復興型」は、各種災害の中でも震災による直接の被災地のみを対象とするかのような誤解を招くことから、「被災地域復興型」に名称を改めた上、今後、大規模災害が発生した場合には、政府内における復旧・復興施策の状況を注視しつつ、速やかに復旧・復興に必要な地域における法務局地図作成事業の実施を検討するものとする。

1 事業地区における事業実施期間は2年間とし、面積についてはこれまでの法務局地図作成事業の実績を参考に0.6平方キロメートルを一つの目安とするが、各種災害における被災状況を考慮して柔軟に面積や作業期間を決定するものとする。

なお、現在実施している東日本大震災に関する震災復興型登記所備付地図作成作業第3次3か年計画、平成28年熊本地震に関する震災復興型登記所備付地図作成作業5か年計画については、政府内における復旧・復興施策の状況や、復旧・復興に必要な地域の状況を踏まえつつ、実施の継続を検討する。

令和6年能登半島地震の被災地域についても、政府内における復旧・復興施策の状況等を踏まえて実施を検討する。

#### (4) 局所混乱型

これまでの、土地の所有者等が地図混乱を解消したいが、個人による地図訂正等で対応することが困難な地図混乱地域が局所的に存在する場合には、法務局地図作成事業の対象とすることが困難であったが、次期地図整備計画においては対象面積が比較的小さい局所的地区であっても法務局地図作成事業を実施することを可能とする。

このような地区についても、まずは(1)防災・まちづくり型及び(2)大都市特化型が実施類型の基礎となることから、防災・まちづくり型又は大都市特化型と同時に実施できる位置にあり、防災・まちづくり型又は大都市特化型の実施地区に取り込むことが可能な場合には、防災・まちづくり型又は大都市特化型の一部として事業を実施することを積極的に検討するものとする。

一方、防災・まちづくり型又は大都市特化型と同時に事業を実施することができない場合には、防災・まちづくり型又は大都市特化型とは独立した類型として、局所混乱型として事業を実施するものとする。

その場合、1事業地区における実施期間は2年間に限定せず、1年や1年半といった期間で、実際に実施可能な期間を実施期間として定めることができるものとする。面積については、0.1平方キロメートル未満（ただし、最低でも一街区以上の規模があるもの）を一つの目安とするものとする。

なお、局所混乱型に該当する地区については、法務局及び地方法務局の体制や予算状況を考慮して検討する必要があることから、令和6年度中に候補地区のリストアップを行い、防災・まちづくり型又は大都市特化型の実施候補地区に含めることができないか検討するとともに、独立した類型として局所混乱型として事業を実施する場合には、法務局及び地方法務局の体制や地方公共団体の協力等の見込みを考慮した上、本省と協議を行い、令和7年度以降の実施の可否の検討及び実施する場合は実施地区の選定をするものとする。

#### 4 実施面積の調整

前記3(1)から(4)までの類型における各実施地区の面積は、飽くまで選定段階での目安とする数字であり、最終的な実施面積は、後記第3の2の手順により法務局及び地方法務局から本省に報告された各候補地区の面積の総量、法務局及び地方法務局の体制及び予算等を総合考慮して決定するものとする。

### 第3 実施地区の選定

#### 1 スケジュール

次期地図整備計画を策定するための実施地区の選定作業は、法務局及び地方法務局において、別表のスケジュール表のとおり進めるものとする。

また、地方公共団体から提出された要望書を踏まえ、候補となる地区の優先度を判断する手順については後記2のとおりとし、優先度を判断するための考慮要素については後記3のとおりとする。

別表のスケジュールに基づく10か年計画確定後においても、地方公共団体の要望などを踏まえて実施地区を変更することは可能である。ただし、市区町村間で調整が完了している場合等の相当の事情がある場合を除き、計画前々年度以降の変更依頼には応じないものとする。

#### 2 選定の手順

法務局及び地方法務局は、令和6年度上半期に、管轄内のD I Dが所在する市

区町村に対し、別紙1及び別紙2の様式を用いて、令和7年度以降の法務局地図作成事業を要望する地区の有無に関する依頼を実施し、要望する地区がある場合には、要望書を提出するよう依頼するものとする。

依頼に当たっては、依頼文書に法務局地図作成事業の概要、基本方針の概要、要望書のひな型（別紙3）などの関連資料を添付するとともに、適宜の機会を利用して、法務局地図作成事業の概要説明や依頼の趣旨等の説明などを行い、依頼への対応について市区町村から理解を求めるものとする。

地方公共団体からの要望に基づき、次の①から⑩の手順により実施地区の選定を行う。

なお、被災地域復興型については、被災地域の地方公共団体の要望を十分に聴取した上、個別事業として別途検討するものとする。

① 地方公共団体からの要望書の内容（該当地区の地図の写しやハザードマップ、各種計画に該当する地区であることを疎明する資料などの添付書類を含む。）を確認し、地区選定の考慮要素となる基準の該当数や特記事項を比較した上で、選定地区の優先順位を仮決定する。

優先順位を決定するに当たっては、原則として、後記3の考慮要素における優先度が「最も高い」基準の該当数が多い地区を最優先とする。「最も高い」基準の該当数が同数（該当がない場合を含む。以下同じ。）の地区を比較するに当たっては、優先度が「非常に高い」基準の該当数が多い地区を優先することとし、優先度が「非常に高い」基準の該当数についても同数であった場合は、優先度が「高い」基準の該当数が多い地区を、優先度が「高い」基準の該当数についても同数であった場合は、優先度が「通常」の基準の該当数が多い地区を優先するものとする。基準への該当数により決めがたい場合には、その地区の具体的事情を総合勘案して優先順位を決定するが、公図と現況のずれの度合いがより大きい地区を優先することができるものとする。公図と現況のずれについては、②の手順により確認するものとする。

なお、後記3の考慮要素のうち、地方公共団体が地籍調査に今後着手する予定であることを考慮して実施地区を決定した場合は、当該地区の法務局地図作成事業における実施予定年度は、地方公共団体における地籍調査の着手予定年度以後の年度を設定するものとする。

② 要望があった地区のうち、法務局地図作成事業の対象になる可能性が高い地区について「D I Dかつ地図混乱地域」に該当しているかどうかの確認を行う。

確認方法は、以下の手順によることとする。

（D I Dに該当することの確認）

ア 政府統計の総合窓口「e-Stat」における「統計地理情報システム」（下記URL）を参照し、地図で見る統計（jSTAT MAP）において対象地区を検索の



上、「人口集中地区」の最新のメッシュを選択して、地方公共団体からの要望書に添付された地図と照合する方法により、D I Dに該当することを確認する。

確認を行った結果、D I Dに該当する地区は、イの手順に進むこととし、D I Dに該当しない地区は、確認を終了する。

なお、地区全体がD I Dに該当している必要はなく、地方公共団体からの要望書及び添付書面により、地区の一部の人口が集中していることを確認することができる場合など、部分的であってもその他の考慮事由と総合してD I Dに該当すると判断することは可能である。

※統計地理情報システム

<https://www.e-stat.go.jp/gis>

(地図混乱地域に該当することの確認)

イ 国土交通省の「都市再生街区基本調査及び都市部官民境界基本調査の成果の提供システム」(下記URL)を参照し、表示項目として「公図と現況のずれ」にチェックをした上で、「1 精度の高い地域」、「2 小さなずれのある地域」、「3 ずれのある地域」、「4 大きなずれのある地域」、「5 極めて大きなずれのある地域」のいずれに該当するかを確認する。

確認を行った結果、「5 極めて大きなずれのある地域」に該当する地区は、「D I Dかつ地図混乱地域」の確認ができたものとして確認を終了する。「1 精度の高い地域」、「2 小さなずれのある地域」、「3 ずれのある地域」、「4 大きなずれのある地域」に該当する地区又は「公図と現況のずれ」の分類が表示されなかった地区は、ウの手順に進むこととする。

※都市再生街区基本調査及び都市部官民境界基本調査の成果の提供システム

<https://gaikuchosa.mlit.go.jp/gaiku/>

ウ イの手順による確認結果が「1 精度の高い地域」、「2 小さなずれのある地域」、「3 ずれのある地域」、「4 大きなずれのある地域」に該当する地区又は「公図と現況のずれ」の分類が表示されなかった地区について、法務局及び地方法務局において地図の混乱の度合いが非常に大きいと客観的に認められる場合は、当該地区を地図混乱地域に該当するものとして判断し、「D I Dかつ地図混乱地域」の確認ができたものとして確認を終了する。

以上の確認を行った結果、「D I Dかつ地図混乱地域」に該当すると認められる地区については③の手順に進むこととし、「D I Dかつ地図混乱地域」に該当することを確認することができなかった地区については候補地区として選定しないこととする。

③ 優先度が高い順に、令和7年度→令和8年度→令和9年度・・・の地区の候補とすることを原則とする。

ただし、例えばA地区～D地区が候補として存在し、優先度がA→B→C→

Dとなる場合であっても、A地区、B地区に続いてC地区よりもD地区を先に実施することで、A地区、B地区の考慮要素の効果がより早く発現することが地方公共団体から提出された要望書の記載により確認することができるような場合には、A→B→D→Cの順に地区の候補とすることができる。

- ④ 候補とした地区について、公図と住宅地図等の重ね図を作成する。
- ⑤ 実施地区の案について管区法務局を経由し、本省に一報する。
- ⑥ 都道府県に協議する。
- ⑦ ⑥の協議結果を踏まえて、必要に応じて再検討する。
- ⑧ ⑦を踏まえた次期10か年計画の案について管区法務局を経由し、本省に協議する。
- ⑨ 次期地図整備計画決定（本省から法務局及び地方法務局へ通知）
- ⑩ 要望があった市区町村に対して、次期地図整備計画における当初5年分の実施地区としての要望の受け入れの結果について、回答を行う。

### 3 考慮要素と優先度

前記2①において優先順位を判断する基準となる考慮要素と優先度については、次期地図整備計画における事業の類型に応じて次の(1)から(3)までのとおりとする。

なお、地方公共団体からの要望等において、次の考慮要素以外の特別な事情が認められる場合には、当該事情も総合的に考慮した上で法務局が優先順位を定めることができるものとするが、後記4に基づく選定結果の取扱いにおいて、当該事情を優先した理由を明示することとする。

例えば、地方公共団体の作業負担・費用負担による基準点の設置がされた場合には、作業工程の短縮や基準点設置に係る費用の縮減を図ることができるとともに、地籍調査との連携を図ることができるなど、効率的な事業の実施が見込まれることから、特別な事情には、地方公共団体の法務局地図作成事業への協力見込み（地方公共団体の負担による基準点の設置、現地事務所の提供、住民への周知・広報や会場の提供を含めた説明会・縦覧への協力等）が含まれるものとし、特別な事情ごとに「最も高い」、「非常に高い」、「高い」、「通常」のいずれかの考慮要素として取り扱うことができるものとするが、当該取扱いを行う際には、他の考慮要素の重要性を考慮して優先度を設定することとするほか、地方公共団体に上記のような協力を強制することはできない点に留意する。

なお、地方公共団体に対しては、前記2の選定手順を進めるに際し、第4の効果検証に必要な情報提供について協力することにつきあらかじめ了解を得ることとし、協力に応じない場合は実施地区の選定における優先度の判断に不利に影響するものとする。

また、10か年の実施候補地区を決定するに当たっては、実施予定地区が所在する地方公共団体が一つに偏らないよう、バランスを考慮することができるものとする。

## (1) 防災・まちづくり型

### 【優先度：最も高い】

- ① 南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村、首都直下地震緊急対策区域指定市町村等の災害により被害が発生する可能性が高い地区として法定計画に含まれる地域
- ② 防災・減災のための公共事業又は開発計画が存在する又は予定されている地区

### 【優先度：非常に高い】

- ③ 都市開発等の都市の活性化につながる計画が存在する又は予定されている地区（都市再生緊急整備地域、中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画（コンパクトシティ）などの計画が存在する地区）

### 【優先度：高い】

- ④ ハザードマップにおいて災害リスクが高い地区（液状化が予想される地区のうち危険が高いと指定されている地区）  
ただし、特に危険とされる地区については、地方公共団体の意見を踏まえ、「非常に高い」として取り扱うことができるものとする。
- ⑤ インフラ整備に係る公共事業又は開発計画が存在する又は予定されている地区（道路整備など）
- ⑥ 地方公共団体における狭あい道路の解消が進められている地区
- ⑦ 旧耐震基準の改修に係る計画において重点的に耐震化が進められている地区
- ⑧ 木造住宅が密集する地区

### 【優先度：通常】

- ⑨ 自治会・町内会等及び不動産に関する資格者団体からの要望がある地区
- ⑩ 同一市区町村内において地籍調査を実施している（着手予定を含む。）市区町村

## (2) 大都市特化型

### 【優先度：最も高い】

- ① 都市開発等の都市の活性化につながる計画が存在する又は予定されている地区（都市再生緊急整備地域、中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画（コンパクトシティ）などの計画が存在する地区）
- ② 南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村、首都直下地震緊急対策区域指定市町村等の災害により被害が発生する可能性が高い地区として法定計画に含まれる地域

### 【優先度：非常に高い】

- ③ 防災・減災のための公共事業又は開発計画が存在する又は予定されている地区

【優先度：高い】

- ④ ハザードマップにおいて災害リスクが高い地区（液状化が予想される地区のうち危険が高いと指定されている地区）  
ただし、特に危険とされる地区については、地方公共団体の意見を踏まえ、「非常に高い」として取り扱うことができるものとする。
- ⑤ インフラ整備に係る公共事業又は開発計画が存在する又は予定されている地区（道路整備など）
- ⑥ 地方公共団体における狭あい道路の解消が進められている地区
- ⑦ 旧耐震基準の改修に係る計画において重点的に耐震化が進められている地区
- ⑧ 木造住宅が密集する地区

【優先度：通常】

- ⑨ 自治会・町内会等及び不動産に関する資格者団体からの要望がある地区
- ⑩ 同一市区町村内において地籍調査を実施している（着手予定を含む。）市区町村

(3) 局所混乱型

(1)、(2)の考慮要素に基づく実施地区の検討を前提として、以下の①、②に該当する地区が局所混乱型に該当するものとする。

- ① 地方公共団体から要望があり、かつ地方公共団体及び自治会・町内会等から協力が得られることが確約されている地区
  - ② 法務局及び地方法務局の体制が確保できる地区
- なお、現地事務所は基本的には設置しないものとする。

4 選定結果の取扱い

前記第1の2のとおり、事業実施地区の選定の客観性及び透明性を確保する観点から、前記2及び3に基づく選定結果については、法務局及び地方法務局において調書等を作成するなどして、必ず記録化するものとする。

調書等における主な記載事項は、選定候補、選定理由、地方公共団体との協議実施日、選定した地区の場所・面積・筆数などを記載し、当該記録を保存する。

これらを保存しておくことにより、次期地図整備計画の策定後、地方公共団体の事業計画の変更、住民からの協力が得られなくなった等の事情により計画の変更を行う際の検討が円滑になる。

第4 効果検証

次期地図整備計画においては、基本方針に基づき、必要性が特に高い地区から優先的に法務局地図作成事業を実施していくこととなるが、国の予算を投じて行う事業である以上、事業の実施効果を可視化することが重要である。

そのため、次期地図整備計画における実施地区については、地図作成前の地区の状況（事業開始初年度）を撮影することを法務局地図作成事業の仕様書に明記

して必ず記録化するとともに、事業完了から5年後の状況についても、法務局及び地方法務局において撮影して記録化するものとする。

効果検証については、地方公共団体からの情報提供に基づく効果検証を第一としつつ、法務局及び地方法務局においても効果検証を行うこととし、具体的には、以下の点について検証を実施することとする。

#### 1 法務局及び地方法務局における事業の効果検証

法務局及び地方法務局においては、地図作成前（事業開始初年度）及び地図作成後（事業完了から5年後）の地区の状況を撮影することに加え、以下の情報を把握することとし、記録化するものとする。

- (1) 事業開始初年度、事業完了から5年後における事業実施地区の売買による所有権移転登記及び新築による建物表題登記の件数等の統計情報
- (2) 地区選定時に事業実施地区内における道路部分の官民境界確認が完了していない部分についての官民境界確認に係る見積り（法務局地図作成事業の仕様書における納品物として明記し、受託者から提出を受ける）

#### 2 地方公共団体における事業の効果検証への協力

事業実施地区における①事業開始初年度、②事業完了から5年後において、事業実施地区が所在する地方公共団体の協力を得て、以下の(1)～(3)について情報提供を受けるとし、法務局及び地方法務局において記録を保存するものとする。なお、地方公共団体から(1)及び(2)の情報提供を受けることが困難である場合には、地方公共団体と調整の上、事業の効果が把握できる代替の情報提供（土地の路線価、公示地価など）を受けるとする。

- (1) 事業開始初年度、事業完了から5年後における事業実施地区内の固定資産税の総額
- (2) 事業開始初年度、事業完了から5年後における官民境界確認に関わる決算額
- (3) 事業開始初年度、事業完了から5年後における事業実施地区内の公共事業の進捗状況

### 第5 最新技術の活用等による効率化

次期地図整備計画においては、ドローンやMMS（モバイルマッピングシステム）等の最新技術を活用した地図作成を検討するため、モデル的に最新技術を活用する地区を選定することとし、モデル地区における実施結果や、作業の効率化につながる情報の収集などを通じて、次期地図整備計画における作業工程の短縮を含む業務の効率化や経費の削減を検討し、随時反映していくものとする。

具体的なモデル地区の選定は、次期地図整備計画の候補地区が決定した後に改めて検討するものとする。

## 【次期地図整備計画の策定に向けた作業スケジュール】

時 期	作 業
令和6年3月29日	基本方針の決定
令和6年4月～6月中旬	法務局及び地方法務局から、管轄内のD I Dが所在する市区町村に対し、令和7年度以降の法務局地図作成事業を希望する地区の有無に関する照会を依頼する (6月中旬を目途に取りまとめ。法務局地図作成事業の概要、基本方針の概要、要望書のひな型(チェックリスト)などの関連資料を送付する。また、原則として令和6年度地籍調査連絡会議等の機会に地方公共団体に対して概要説明を実施する。)
令和6年6月中旬～7月	地方公共団体から提出を受けた要望書を踏まえて、法務局及び地方法務局において実施地区の案を作成し、管区局を経由して本省に送付する。前半5年分は一定以上の精度で作成し、後半5年分は仮置きレベルで作成して差し支えないこととする。
令和6年8月	本省において、各局の案を確認し、次期10か年計画の仮案を作成する。
令和6年9月以降	次期10か年計画の仮案について、都道府県の意見を聴くなどして、必要に応じて修正を加える。
令和7年3月	次期10か年計画確定→各局に実施地区を通知する。

日 記 第〇〇号  
令和 年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇 (地方) 法務局長

〇 〇 〇 〇

法務局地図作成事業における地区選定について (依頼)

平素より、法務行政の運営に各別の御理解と御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局では、土地に関する重要な情報基盤であり、災害からの復旧・復興、不動産の流通や公共事業の円滑な実施に資する登記所備付地図の整備を進めるため、D I Dかつ地図混乱地域を対象として、法務局地図作成事業を計画的に実施しております (概要は参考資料を御参照ください)。

現行の地図整備計画は令和 6 年度までの計画となっているところ、令和 7 年度からの次期地図整備計画を策定するに当たり、〇〇県内における実施地区の選定作業を進めているところです。

つきましては、貴市における実地希望地区がある場合は、別添様式 (チェックリスト) を記入の上、疎明資料を添付して、本年〇月〇日 (〇) までに、以下の当局担当者宛て御提出いただきますようお願いいたします。

別 添：チェックリスト

参考 1：法務局地図作成事業の概要

参考 2：基本方針の概要

(担当)

〇〇 (地方) 法務局〇〇部門

〇〇官 〇〇 〇〇

Tell：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

Mail：〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp

## 法務局地図作成事業の地区選定における考慮要素チェックリスト

※地区情報に記載した地区が特定できる地図（住宅地図、空中写真、国土地理院地図など。地区が特定できれば地図の種類は問いません。）を添付願います。

基礎情報	自治体名	〇〇市役所	
	担当部署名	〇〇局〇〇部〇〇課	
	担当者	〇〇〇〇、〇〇〇〇	
	連絡先	電話：00-0000-0000	
		メール：〇〇〇〇@～.lg.jp	※可能な限りLGWANのアドレスを記載
地区情報	地区名	〇〇地区	
	優先順位	1	※他の地域と同時に要望する場合
	面積	約0.26km <sup>2</sup>	※判明している場合のみ記載
	筆数	1,614	※判明している場合のみ記載
	地権者数	850	※判明している場合のみ記載
	D I D の該当	該当する	

※人口集中地区（Densely Inhabited District）の略称【総務省HP：<https://www.stat.go.jp/data/chiri/1-1.html>】

### 地区選定考慮要素 チェック欄

#### 1 各種災害における法定計画に含まれる地域

○	南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村
×	首都直下地震緊急対策区域指定市町村
×	その他（
→ 添付資料（ 別添1 ）	

#### 2 防災・減災のための公共事業又は開発計画が存在する又は予定されている地区

○	公共事業
×	開発計画
×	その他（
→ 添付資料（ 別添2 ）	

#### 3 都市開発等の都市の活性化につながる計画が存在する又は予定されている地区

×	都市再生緊急整備地域
×	中心市街地活性化基本計画
×	立地適正化計画
×	その他（
→ 添付資料（ ）	

#### 4 ハザードマップにおいて災害リスクが高い地区

○	地震	○	水害
×	火災	×	その他（ ）
→ 添付資料（ 別添3 ）			



## 5 インフラ整備に係る公共事業又は開発計画が存在する又は予定されている地区

×	公共事業
×	開発計画
×	その他 ( )
→ 添付資料 ( )	

## 6 狭あい道路、旧耐震基準の改修計画、木造住宅の密集等の考慮要素が存在する地区

×	狭あい道路の解消が進められている地区
×	旧耐震基準の改修に係る計画において重点的に耐震化が進められている地区
×	木造住宅が密集する地区
→ 添付資料 ( )	

## 7 自治会・町内会等及び不動産に関する資格者団体からの要望がある地区

×	団体名 ( )
→ 添付資料 ( )	

## 8 地籍調査を実施している地区 (要望地区内、外)

○	要望地区の内外 ( 内 )
	実施年度 (平成26年度) ※ 実地地区名 (○○地区)
→ 添付資料 ( 別添4 )	
※これから地籍調査に着手する場合など、実施予定を含む	
※街区境界調査を含む	

## 9 法務局地図作成事業への協力 (協力可能な事項)

×	基準点設置への協力
○	現地事務所の提供
×	住民への周知・広報や会場の提供を含めた説明会・縦覧への協力
○	所有者探索への協力
×	地方公共団体が管理・所有する土地の筆界確認への協力
○	筆界関係資料の提供
○	事業実施地区内における道路部分の官民境界確認が完了していない部分の情報提供
×	事業開始初年度、事業完了から5年後における事業実施地区内の固定資産税の総額の情報提供
×	事業開始初年度、事業完了から5年後における官民境界確認に関わる決算額の情報提供
○	固定資産税の総額及び官民境界確認に関わる決算額の情報提供が困難な場合の代替情報の提供
→ 代替情報 ( 土地の路線価 )	
○	事業開始初年度、事業完了から5年後における事業実施地区内の公共事業の進捗状況についての情報提供
×	その他
→ 添付資料 ( 別添5 )	

**10** 法務局地図作成事業を行うことにより見込まれる効果

→ 添付資料（ ）

※固定資産税の徴収に支障が生じているがそれが解消される、不動産取引が増加する、地価が上昇する、狭あい道路が解消する、経済効果が〇〇として見込まれるなど、その地区の実情に応じた具体的な見込みを記載してください。

※法務局地図作成事業の実施後、効果の発現状況を把握するための情報提供にご協力をいただくこととなりますので、ご承知おきください。

**11** その他参考となる事情

→ 添付資料（ ）

※「公図と現況のずれ」に関する情報や「公図に表示された土地の位置、形状、配列及び区画が現地のそれと著しく相違している状態が特に顕著な状況」に関する情報があれば、当該事項についても記載してください。

〇 〇 第〇〇号  
令和 年 月 日

〇〇法務局（地方法務局）  
局長 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇県〇〇市  
市 長 〇 〇 〇 〇

法務局地図作成事業における地区選定について（要望書）

令和〇年〇月〇日付け日記第〇〇号で御依頼いただいた標記について、貴局事業における実地地区を別紙1～〇のとおり要望いたします。